

(2)介護保険以外の高齢者福祉サービス

高齢者に対するサービスを介護予防・生活支援の観点から提供しています。

(※サービスにより対象の条件が異なります)

- 軽度生活援助（清掃・洗濯・草取りなど簡単な生活援助）
- 配食サービス（調理が困難な1人暮らし高齢者や高齢者世帯に夕食を配達すると共に、安否の確認を行う）※要介護（支援）認定者で買い物に行けない世帯が対象
- 住宅増改築資金助成等（住宅改修による高齢者の自立促進、生活支援）
- 家族介護慰労（要介護4・5の人を在宅で介護しているが介護保険を使っていない家族への慰労金の支給）
- 介護用品支給（紙おむつ等の支給）※要介護3以上の人を在宅で介護している家族が対象
- 徘徊高齢者家族支援（徘徊高齢者探索システム利用者への助成）
- その他1人暮らし高齢者に対するサービス等（緊急通報装置の貸与など）
- 家具転倒防止器具取付費助成（器具等の購入及び取付費を助成）

問い合わせ 松戸市役所 介護保険課 給付班 電話 047-366-7067

(3) 高齢者いきいき安心センター（地域包括支援センター）

■介護や予防の総合相談・支援の拠点

高齢者いきいき安心センターは、社会福祉士・保健師または地域経験のある看護師・主任ケアマネジャーなどが配置されておりチームで活動します。

高齢者が住み慣れた地域で尊厳を保ち安定した生活が送れるように、個人の状態に合わせて介護予防のための自立支援プランを提案し、適切なサービスや制度の利用につなげます。

■高齢者いきいき安心センター（地域包括支援センター）の主な業務内容

- ①総合相談（保健・福祉・医療など）
- ②介護予防マネジメント（要支援1・2の人、基本チェックリストにより事業対象者に特定された人及び介護予防を必要とする人への支援）
- ③高齢者の権利擁護（成年後見人制度に関する相談及び支援・高齢者虐待に関する相談及び支援）
- ④包括的・継続的ケアマネジメント（地域のネットワークの構築・ケアマネジャーの支援）